

申請チェックシート
かごしま移住就業・起業支援事業（始良市）

起業の場合

プロフィール

申請者氏名			
生年月日（年齢）	（ 歳）		
職業	（移住前）	（移住後）	
住所	（旧住所）	（新住所）	
世帯構成	氏名	生年月日（年齢）	続柄
		（ 歳）	
		（ 歳）	
		（ 歳）	
		（ 歳）	
～移住を決められたきっかけ（なぜ、始良を選んだかなど）～			

1. 申請者情報

<input type="checkbox"/>	1	次の全てに該当する。 ①住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。）をしていたこと。 ②住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。） ※住民票を移す直前までの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は除く。
<input type="checkbox"/>	2	令和元年10月1日以降に、本市へ転入した。
<input type="checkbox"/>	3	申請時において、転入後3か月以上1年以内である。
<input type="checkbox"/>	4	起業支援金の交付決定を既に受けている。
<input type="checkbox"/>	5	本市に、申請後5年以上継続して居住する意思がある。
<input type="checkbox"/>	6	当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務する意思がある。
<input type="checkbox"/>	7	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。

※条件不利地域に該当する市町村は以下のとおり

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・千葉県：館山市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、東庄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

2. 申請書類

<input type="checkbox"/>	1	かごしま移住就業・起業支援事業における移住支援金交付申請書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	2	※東京圏の東京23区以外に居住していた方のみ 転入3か月前時点において連続して5年以上、東京23区内で勤務していた企業等の就業証明書等 （勤務地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
<input type="checkbox"/>	3	移住後の住民票（世帯全員分）
<input type="checkbox"/>	4	戸籍附票（世帯全員分）
<input type="checkbox"/>	5	市区町村民税等に滞納がないことの証明書
<input type="checkbox"/>	6	起業支援金に係る交付決定通知書の写し（鹿児島県発行）
<input type="checkbox"/>	7	誓約書（様式第3号）
<input type="checkbox"/>	8	同意書（様式第4号）
<input type="checkbox"/>	9	自治会加入証明書（様式第5号）
<input type="checkbox"/>	10	その他で提出を求められた書類

○ ご提出いただいた書類で必要情報が不足している場合、追加で書類を請求することがあります。

○ 居住の実態把握するため、現地確認をさせていただくことがあります。

○ 提供いただいた一切の個人情報については個人情報保護法並びに始良市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。